

第 2 9 回農地総会議事録

開 催 日 時	令和元年11月22日（火） 午後4時00分から
開 催 場 所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室
出 席 委 員	加藤 孝幸 ・ 高橋 政継 ・ 大野 哲 ・ 久保田 彦昭 ・ 山崎 茂盛 ・ 中島 正根 中山 忠明 ・ 松田 環 ・ 上田 博 ・ 久保 壽美男 ・ 川澤 一博 以上11名
欠 席 委 員	西野 幸一 ・ 池澤 誠 ・ 西本 統洋 ・ 廣井 千里 竹内 義昭 ・ 山本 和正 ・ 中島 義幸 ・ 矢野 強 以上8名
事務局出席者	長岡事務局長 ・ 竹内係長 ・ 谷川主任 以上3名
議 題	第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件
備 考〔添付書類〕 ○第29回農地総会議案書	

開 議 会 長	(高橋政継が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 4 時 00 分)) ただ今より、第 29 回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。西野幸一委員、池澤誠委員、西本統洋委員、廣井千里委員、竹内義昭委員、山本和正委員、矢野強委員、中島義幸委員。欠席委員は 8 名でございます。委員総数 19 名中、11 名の出席でございます。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	総会会議規則第 20 条第 2 項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、川澤一博委員、久保田彦昭委員の 2 名にお願いいたします。
議 議 長 竹内係長	ただ今から議案の審議を行います。第 1 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書の方は 2 ページをご覧ください。今回、1 件の申請が出されておまして、内訳は所有権移転の案件が 1 件となっております。2 ページの方に総括表を掲載しております。内訳は、田が 11 筆、2,000.91 m ² となっております。地区別の内訳につきましては説明を省略させていただきます。 次に、3 ページをご覧ください。案件 1 は農地中間管理機構が行う農地売買等事業による売買の内容となっております。農地売買等事業とは、農業経営基盤促進法第 7 条におきまして、農地中間管理機構が特例事業として行うことができる事業の一つとして規定されております。農業経営を縮小しようとする農家から、高知県農業公社が優良な農地を買い受けまして、中間保有をした後に地域の担い手農家に売り渡すという内容の事業となっております。農地中間管理機構の制度が発足する以前は、農地保有合理化事業という名前で同様の制度がありましたが、それと同様の事業を中間管理機構でもできるようにしたものです。 申し出の段階では売り手が決まっていない農地銀行の農地のあっせんとなり、あ

	らかじめ売り手と買い手が揃った状態で、公社との三者で申請をしていただくことになります。 要綱等によりまして、土地については農振農用地区域内の土地であること、また最終の買い手は、認定農業者になっていることといった条件が付けられておりますが、農地の出し手となった農家は、売買代金に 800 万円までの税控除が受けられることとなります。 なお、本件が妥当なものと決定されますと、公社への所有権移転手続きの後に、来月以降、今度は公社から最終買受人への所有権移転の申請がなされることとなります。 案件 1 は、春野町弘岡上、田、826 m²、外 10 筆、合計で 2,000.91 m²について、高知県農業公社が所有権を取得する内容の申請です。なお、最終買受人は、現地で花きを栽培する計画であるとのことでした。 本件について、計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号の要件を満たしているものと考えます。計画が妥当なものと決定されますと、高知市が随時、公告を行い効力が発生するものです。以上で、第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	第 1 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。 案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	報告します。案件 1 については、計画を妥当と認めました。以上です。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
加藤委員	申請地は、全ての筆が 1 か所に集まっているのですか。
竹内係長	2 か所に分かれております。
加藤委員	春野の委員の皆さんにお尋ねします。売買金額については、妥当でしょうか。
川澤委員	概ね妥当だと思います。
加藤委員	筆が細かく分かれていますが、現況は合筆状態になっていると思われますが。
川澤委員	そうですね。現在ハウスが建っています。
加藤委員	申請地は 2 か所に分かれているということですが、それぞれの土地の条件はどのようなになっていますか。
竹内係長	申請地の地図と現況の写真がありますのでお回しいたします。 なお、現地についてですが、今回の最終買受人が代表を務める法人が以前から農業経営基盤促進法の賃借権を設定して耕作されておりました。ハウスについては、第四事前審査会において担当区域の農地利用最適化推進委員より、10 年程前に建てられたものだと報告を受けております。今回、売買という話となり、最終買受人の条件が高知

議長 委員 議長 委員 議長	県農業公社の事業に適合するので農地売買等事業で所有権移転を行うことになったと のことです。 他にご意見やご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 全ての案件につきまして、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありません か。 (異議なし) 全ての案件につきましては、計画を妥当なものと決定いたします。 続きまして、事務局からの連絡がありましたら、お願いいたします。
事務局連絡	農業委員会組織による令和元年台風 19 号当災害支援金の募集について説明
次回農地総会 議長	次回の農地総会は 12 月 5 日 (木) を予定しております。
閉 議長	以上で第 29 回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後 5 時 00 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和 元 年 12 月 5 日

議長

高橋政継

議事録署名委員

久保田秀昭

議事録署名委員

川澤一博

議事録作成者

谷川大志